

紀 の 川 水 系 河 川 整 備 基 本 方 針

本 文 新 旧 対 照 表

令和 8 年 7 月 2 7 日
国土交通省 水管理・国土保全局

	紀の川水系河川整備基本方針(平成 17 年 11 月策定)	紀の川水系河川整備基本方針(変更案)	変更理由
1	紀の川水系河川整備基本方針 平成 17 年 11 月 国土交通省河川局	紀の川水系河川整備基本方針 (変更案) 令和 年 月 国土交通省 水管理・国土保全局	

	紀の川水系河川整備基本方針(平成 17 年 11 月策定)	紀の川水系河川整備基本方針(変更案)	変更理由
	目 次	目 次	
	1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針 3	1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針.....	
	(1) 流域及び河川の概要 3	(1) 流域及び河川の概要.....	
	(2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針 7	(2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針.....	
	ア 災害の発生の防止又は軽減 7	ア 災害の発生の防止又は軽減.....	
	イ 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持 8	イ 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持.....	
	ウ 河川環境の整備と保全 9	ウ 河川環境の整備と保全.....	
	2. 河川整備の基本となるべき事項 11	2. 河川 の 整備の基本となるべき事項.....	
2	(1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への 配分に関する事項 11	(1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への 配分に関する事項.....	
	(2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項 12	(2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項.....	
	(3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に 係る川幅に関する事項 13	(3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に 係る川幅に関する事項.....	
	(4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため 必要な流量に関する事項 14	(4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため 必要な流量に関する事項.....	
	(参考図) 紀の川水系図 15	(参考図) 紀の川水系図 巻末	

	紀の川水系河川整備基本方針(平成 17 年 11 月策定)	紀の川水系河川整備基本方針(変更案)	変更理由
3	1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針 (1) 流域及び河川の概要	1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針 (1) 流域及び河川の概要	
4	紀の川は、その源を奈良県吉野郡川上村の大台ヶ原(標高 1,695m)に発し、中央構造線に沿って紀伊半島の中央を貫流し、高見川、大和丹生川、紀伊丹生川、貴志川等を合わせ、さらに紀伊平野に出て、和歌山市において紀伊水道に注ぐ、幹川流路延長 136 km、流域面積 1,750km ² の一級河川である。	紀の川は、その源を奈良県吉野郡川上村の大台ヶ原(標高 1,695m)に発し、中央構造線に沿って紀伊半島の中央を貫流し、高見川、大和丹生川、紀伊丹生川、貴志川等を合わせ、さらに紀伊平野に出て、和歌山市において紀伊水道に注ぐ、幹川流路延長 136 km、流域面積 1,750km ² の一級河川である。	
5	その流域は、奈良、和歌山両県にまたがり、和歌山市をはじめ 6 市 12 町 4 村からなり、流域の土地利用は山林等が約 76%、水田や果樹園等の農地が約 17%、宅地等市街地が約 7%となっている。	その流域は、奈良、和歌山両県にまたがり、和歌山市をはじめ 8 市 8 町 4 村からなり、流域の土地利用は約 71%が森林、約 15%が水田や畑等の農地、約 9%が宅地等の市街地となっている。上流部は温暖で湿潤な気候が樹木の生育に適しているため、スギ・ヒノキ等の林業が盛んであった。また、中流部から下流部にかけては農業が盛んで、主要農産物の米麦の他、たまねぎ、みかん、かき等の生産が盛んである。さらに、下流部の和歌山市周辺の臨海工業地帯は重化学工業を含む工業地帯で、鉄鋼、化学、織物工業が盛んである。	・表現の適正化 ・時点更新(土地利用)
6		紀の川(大臣管理区間)の沿川市町(和歌山市、紀の川市、岩出市、かつらぎ町、九度山町、橋本市、五條市)の人口は昭和 55 年度(1980 年度)で約 61 万人なのに対し、令和 2 年度(2020 年度)は約 58 万人と微減傾向にある。高齢化率は約 10%から 32%となっており、高齢化は進行している傾向にある。	・沿川市町の人口、高齢化率の追記
7	流域内には、流域内人口の半数が集中する和歌山市があり、また、国道 24 号、26 号、42 号等の基幹交通施設が交わる他、特定重要港湾である和歌山下津港が位置し交通の要衝となるなど、この地域における社会、経済、文化の基盤を成すとともに、紀の川の豊かな自然環境に恵まれていることから、本水系の治水・利水・環境についての意義は極めて大きい。	流域内には、流域内人口の半数が集中する和歌山市があり、また、国道 24 号、26 号、42 号等の基幹交通施設が交わる他、国際拠点港湾である和歌山下津港が位置し交通の要衝となるなど、この地域における社会、経済、文化の基盤を成すとともに、紀の川の豊かな自然環境に恵まれていることから、本水系の治水・利水・環境についての意義は極めて大きい。	・表現の適正化(時点更新)
8	紀の川は、中央構造線に沿って北側に和泉山脈、南側に紀伊山地が迫る東西に細長い河川であり、上中流部にはその山岳美を特色と	紀の川は、中央構造線に沿って北側に和泉山脈、南側に紀伊山地が迫る東西に細長い河川であり、上中流部にはその山岳美を特色と	・表現の適正化 ・時点更新(下流部の河

	紀の川水系河川整備基本方針(平成 17 年 11 月策定)	紀の川水系河川整備基本方針(変更案)	変更理由
	した吉野熊野国立公園、高野龍神国定公園などがある。上中流部の河床勾配は 1/300～1/600 と急勾配であり、川沿いに迫る山地にかけて河岸段丘を形成している。また、和歌山市が位置する下流部は沖積平野であり 1/1000～1/3000 といった緩勾配である。	した吉野熊野国立公園、高野龍神国定公園などがある。上中流部の河床勾配は 1/300～1/600 と急勾配であり、川沿いに迫る山地にかけて河岸段丘を形成している。また、和歌山市が位置する下流部は沖積平野であり 1/1,000～1/2,400 といった緩勾配である。	床勾配)
9	地質は、概ね南北で二分されており、北側が和泉層群、領家累帯の花崗岩類、南側が三波帯、秩父累帯の変成岩類であり東西方向に帯状に分布している。流域の平均年間降水量は、上流域では約 2,200mm であり日本有数の多雨地帯であるが、中下流域では約 1,500mm であり、流域全体としては約 1,700mm となっている。	地質は、概ね南北で二分されており、北側が和泉層群、領家変成帯の花崗岩類、南側が三波川変成帯、秩父累帯の変成岩類であり東西方向に帯状に分布している。流域の平均年間降水量は、上流域では約 2,100mm であり日本有数の多雨地帯であるが、中下流域では約 1,400mm であり流域平均としては約 1,600mm となっている。	・ 時点更新(降水量) ・ 表現の適正化
10	源流の大台ヶ原は、国の天然記念物に指定されている「三ノ公川トガサワラ原始林」をはじめ、分布のほぼ南限となるトウヒ林や、太平洋型のものとしては本州で最大規模のブナ林が分布している。一方、源流を下ると「日本三大人工美林」の一つに数えられる吉野杉の産地となり広大な人工林が広がる。これらの森林から発した流れは吉野川と呼ばれ、露岩した溪流を流れ下る。水辺にはユキヤナギなど岩場を利用する植物が生育しており、ヤマセミも見られる。また、五條市付近では竹林やケヤキ、ムクノキ等が河畔林を構成し、サギ類のねぐらなどに利用されている。	源流の大台ヶ原は国の天然記念物に指定されている「三ノ公川トガサワラ原始林」をはじめ、分布のほぼ南限となるトウヒ林や、太平洋型のものとしては本州で最大規模のブナ林が分布している。一方、源流を下ると「日本三大人工美林」の一つに数えられる吉野杉の産地となり広大な人工林が広がる。これらの森林から発した流れは吉野川と呼ばれ、露岩した溪流を流れ下る。水辺にはユキヤナギなど岩場を利用する植物が生育しており、ヤマセミも見られる。また、五條市付近では砂礫河原の自然裸地が広がり、カワラバッタやミズギワゴミムシなどが生息するとともに、竹林やケヤキ、ムクノキ等が河畔林を構成し、サギ類のねぐらなどに利用されている。	
11	橋本市から岩出井堰までの中流部に入ると多くの農業用井堰が見られ、これらの堰による湛水域や、瀬と淵を繰り返す。湛水域にはズナガニゴイなどの緩流部を好む魚が見られ、カモ類の集団越冬地となっている。	橋本市から岩出頭首工までの中流部に入ると多くの農業用井堰が見られ、これらの堰による湛水域や、瀬と淵を繰り返す。湛水域にはズナガニゴイなどの緩流部を好む魚が見られ、カモ類の集団越冬地となっている。	
12	下流部の紀の川大堰の湛水域には直川ワンドを始めとした浅い水域があり、オイカワ等の仔稚魚や底生昆虫類の幼虫の成育場となっている。また、ヨシ群落はオオヨシキリやカヤネズミの生息場所となっている。	下流部の紀の川大堰の湛水域には直川ワンドを始めとした浅い水域があり、ミナミメダカなどの緩流部を好む魚類の生息の場となっている他、ナニワトンボなどの水生昆虫も見られる。また、ヨシ、オギなどの高茎草本群落はヨシガモのねぐらとなっている他、カヤネズミなどの生息場所となっている。	・ 近年確認のある重要種に修正

	紀の川水系河川整備基本方針(平成 17 年 11 月策定)	紀の川水系河川整備基本方針(変更案)	変更理由
13	紀の川大堰から河口にいたる汽水域では、干潟が形成されており、生息数が近畿地方最大であるシオマネキの他、大規模生息地の北限ともなっている台湾ヒライソモドキが見られる。シオクグ、ウラギクといった塩性植物やヨシ群落が分布しているほか、干潟の生物を採餌するシギ、チドリなども見られる。	紀の川大堰から河口にいたる汽水域では、干潟が形成されており、 ハクセンシオマネキ、台湾ヒライソモドキなどの希少種が多数生息していることに加え、シギ・チドリ類の採餌場にもなっており、環境省の重要湿地に指定されている。	・ 近年確認のある重要種に修正
14		なお、特定外来生物であるオオクチバス等の魚類、ウシガエル等の両生類、アライグマ等の哺乳類、アレチウリやブラジルチドメグサ等の植物が確認され、在来生物への影響が懸念されている。	
15	紀の川と人々との関わりは古く、奈良時代には紀の川沿いの南海道が人々の往来で栄え、また、船岡山と呼ばれる中州をはじめとした紀の川の景観は万葉集に多く詠まれている。平成 16 年には、人々との営みと自然との結びつきを背景として『紀伊山地の霊場と参詣道』が世界文化遺産として登録されている。	紀の川と人々との関わりは古く、奈良時代には紀の川沿いの南海道が人々の往来で栄え、また、船岡山と呼ばれる中州をはじめとした紀の川の景観は万葉集に多く詠まれている。平成 16 年 (2004 年) には、人々との営みと自然との結びつきを背景として『紀伊山地の霊場と参詣道』が世界文化遺産として登録されている。	・ 西暦追加
16	紀の川の治水対策の歴史は古く、関ヶ原の合戦以降、堤の補修を行ったとの記録がある。徳川吉宗の時代になると、連続した堤防を直線的に築造し、湾曲部や氾濫原を水田として開拓する工法である紀州流治水工法が行われ、井沢弥惣兵衛、大畑才蔵の活躍は今日の治水事業の礎となった。	紀の川の治水対策の歴史は古く、関ヶ原の合戦以降、堤の補修を行ったとの記録がある。徳川吉宗の時代になると、連続した堤防を直線的に築造し、 湾曲部 や氾濫原を水田として開拓する工法である紀州流治水工法が行われ、井沢弥惣兵衛、大畑才蔵の活躍は今日の治水事業の礎となった。	・ 表現の適正化
17	紀の川の本格的な治水事業は大正 6 年 10 月の大洪水を契機に、直轄事業として大正 12 年に船戸地点における計画高水流量を 5,600m ³ /s とする紀の川改修計画を策定したことに始まり、和歌山市周辺の洪水防御を主眼として河口から岩出までの区間について掘削、築堤、護岸等を施工している。さらに、昭和 25 年からは岩出から橋本及び貴志川まで工事区間を延長し主要区間について築堤等を施工している。	紀の川の本格的な治水事業は大正 6 年 (1917 年) 10 月の大洪水を契機に、直轄事業として大正 12 年 (1923 年) に船戸地点における計画高水流量を 5,600m ³ /s とする紀の川改修計画を策定したことに始まり、和歌山市周辺の洪水防御を主眼として河口から岩出までの区間について掘削、築堤、護岸等を施工している。さらに、昭和 25 年 (1950 年) からは岩出から橋本及び貴志川まで工事区間を延長し主要区間について築堤等を施工している。	・ 西暦追加
18	その後、昭和 28 年及び同 34 年の大出水により、同 35 年、紀の川修正総体計画を策定し、橋本地点の基本高水のピーク流量を 7,100m ³ /s とし、このうち上流の大滝ダムにより 2,600m ³ /s を洪水調	その後、昭和 28 年 (1953 年) 及び同 34 年 (1959 年) の大出水により、同 35 年 (1960 年) 、紀の川修正総体計画を策定し、橋本地点の基本高水のピーク流量を 7,100m ³ /s とし、このうち上流の大滝ダ	・ 西暦追加

	紀の川水系河川整備基本方針(平成 17 年 11 月策定)	紀の川水系河川整備基本方針(変更案)	変更理由
	節し、計画高水流量を 4,500m ³ /s とした。これにより、河口から橋本まで及び貴志川の再改修と奈良県五條市までの改修を追加することになった。	ムにより 2,600m ³ /s を洪水調節し、計画高水流量を 4,500m ³ /s とした。これにより、河口から橋本まで及び貴志川の再改修と奈良県五條市までの改修を追加することになった。	
19	昭和 40 年 4 月には一級河川の指定を受け、従前の計画を踏襲した工事実施基本計画を策定し、管理も河口から五條市までの 62.4km と貴志川の 6km を県知事から引き継ぐことになった。	昭和 40 年 (1965 年) 4 月には一級河川の指定を受け、従前の計画を踏襲した工事実施基本計画を策定し、管理も河口から五條市までの 62.4km と貴志川の 6km を県知事から引き継ぐことになった。	・西暦追加
20	しかしながら昭和 40 年、同 47 年と大出水が相次いで発生したこと、および流域における産業の発展、人口及び資産の増大、土地利用の高度化が著しく、治水の安全性を高める必要性が増大したことから、昭和 49 年 3 月に船戸地点における基本高水のピーク流量を 16,000m ³ /s とし、上流ダム群により 4,000m ³ /s を洪水調節して、計画高水流量を 12,000m ³ /s とする工事実施基本計画に改定した。	しかしながら昭和 40 年 (1965 年)、同 47 年 (1972 年) と大出水が相次いで発生したこと、及び流域における産業の発展、人口及び資産の増大、土地利用の高度化が著しく、治水の安全性を高める必要性が増大したことから、昭和 49 年 (1974 年) 3 月に船戸地点における基本高水のピーク流量を 16,000m ³ /s とし、上流ダム群により 4,000m ³ /s を洪水調節して、計画高水流量を 12,000m ³ /s とする工事実施基本計画に改定した。	・西暦追加 ・表現の適正化
21		さらに、平成 9 年 (1997 年) の河川法改正に伴い、平成 17 年 (2005 年) 11 月に策定した紀の川水系河川整備基本方針は、基準地点船戸における基本高水のピーク流量を 16,000m ³ /s と定め、大滝ダム等の洪水調節施設により 4,000m ³ /s を洪水調節することとし、計画高水流量を 12,000m ³ /s とした。 平成 24 年 (2012 年) 12 月には今後概ね 30 年間の河川整備の内容を定めた紀の川水系河川整備計画を策定した。	・現行基本方針策定以降の状況を追記
22	平成 15 年には、上流部において大滝ダム、また、下流部において紀の川大堰の本体がともに完成している。	昭和 34 年 (1959 年) の大出水 (伊勢湾台風) をきっかけに計画・建設されてきた紀の川大堰や大滝ダムについて、紀の川大堰は平成 15 年 (2003 年) 6 月の暫定運用を経て平成 23 年 (2011 年) 4 月より本格運用を開始、大滝ダムは平成 25 年 (2013 年) 4 月より運用を開始している。	・時点更新
23		平成 27 年 9 月関東・東北豪雨 (2015 年) を受けて、平成 27 年 (2015 年) 12 月に策定された「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づき、紀の川上流部・下流部大規模氾濫に関する減災対策協議会	・水防災意識社会再構築に関する取組の追記

	紀の川水系河川整備基本方針(平成 17 年 11 月策定)	紀の川水系河川整備基本方針(変更案)	変更理由
		を平成 28 年度に設立し、「水防災意識社会」の再構築を目的に国・県・市町等が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的・計画的に推進してきた。	
24		また、河川管理者、ダム管理者及び関係利水者により、令和 2 年(2020 年)5 月に「紀の川水系治水協定」が締結され、流域内にある 5 基の既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用し水害発生防止に取り組んでいる。	・治水協定の追記
25		さらに、気候変動の影響による水害の頻発化・激甚化を踏まえ治水対策を抜本的に強化するため、紀の川流域治水協議会が設立され、令和 3 年(2021 年)3 月に「紀の川水系流域治水プロジェクト」を策定・公表し、その後、流域治水の取組を更に加速化・深化させるため、令和 6 年(2024 年)3 月に「紀の川水系流域治水プロジェクト 2.0」への更新を行った。河川整備に加え、貯留施設等の整備、農地・農業水利施設の多面的機能の活用、水災害リスク情報の充実化など、あらゆる関係者が協働して流域治水の幅広い取組を実施中である。	・流域治水プロジェクトにおける取組の追記
26		紀の川水系貴志川とその支川では、これまで氾濫による被害が度々発生しており、平成 29(2017 年)10 月出水及び令和 5 年(2023 年)6 月出水に伴う大雨では広範囲で氾濫が発生し、浸水被害が発生した。このような浸水被害の再発防止、軽減対策として、行政・事業所・住民が協力して行う「流域治水」を進めている。「流域治水」の取組の一つとして、令和 8 年(2026 年)3 月に貴志川流域は、「特定都市河川浸水被害対策法」に基づき、「特定都市河川流域」に指定された。	・流域治水プロジェクトにおける取組の追記
27		流域治水プロジェクトを進めるに当たっては、多様な機能を有する流域内の自然環境をグリーンインフラとして活用し、治水対策における多自然川づくりや自然環境の保全・再生、川を活かしたまちづくり等の取組により、水害リスクの低減に加え、生態系ネットワ	・流域治水プロジェクトにおける取組の追記

	紀の川水系河川整備基本方針(平成 17 年 11 月策定)	紀の川水系河川整備基本方針(変更案)	変更理由
		一々の形成や魅力ある地域づくり等に取り組んでいる。	
28	砂防事業については、中上流において和歌山県が明治 41 年から、奈良県が昭和 15 年から砂防堰堤等を整備している。	砂防事業については、中上流において和歌山県が明治 41 年(1908 年)から、奈良県が昭和 15 年(1940 年)から砂防堰堤等を整備している。	・西暦追加
29	河川水の利用については、現在、流域外も含めて農業用水として約 23,000ha の農地でかんがい利用され、水道用水としては奈良県や和歌山市等で、工業用水としては和歌山市等で利用されている。また、水力発電として十津川分水を含めた 6 カ所の発電所による最大出力約 70,350kW の電力供給が行われている。	河川水の利用については、現在、流域外も含めて農業用水として約 14,000ha の農地でかんがい利用され、水道用水としては奈良県や和歌山市等で、工業用水としては和歌山市等で利用されている。また、水力発電として十津川分水を含めた 6 カ所の発電所による最大出力約 70,350kW の電力供給が行われている。	・時点更新
30	また、「十津川・紀の川総合開発事業」として大迫ダム・津風呂ダム・猿谷ダムの建設や農業井堰の統合整備が実施され、流域外の大和平野へのかんがい及び水道用水補給を行うとともに、新宮川水系の十津川より紀伊平野へかんがい用水を供給している。	また「十津川・紀の川総合開発事業」として大迫ダム・津風呂ダム・猿谷ダムの建設や農業井堰の統合整備が実施され、流域外の大和平野へのかんがい及び水道用水補給を行うとともに、新宮川水系の十津川より紀伊平野へかんがい用水を供給している。	
31	船戸地点から下流の既得水利としては、農業用水として約 2.6m³/s、水道用水として約 2.7m³/s 及び工業用水として約 6.4m³/s の取水がある。	船戸地点から下流の既得水利としては、農業用水として約 1.7m³/s、水道用水として約 2.5m³/s 及び工業用水として約 6.5m³/s の取水がある。	・時点更新
32	紀の川は平常時の河川流量が少なく、これまでも農業用水等の回復利用が行われるなどの工夫がされてきた河川であり、過去 20 年間(昭和 57 年～平成 13 年)の船戸地点における平均渇水流量は 4.8m³/s、概ね 10 年に 1 回程度の規模の渇水流量は 1.5m³/s と低く、近年では平成 2 年、6 年、7 年、13 年、14 年に取水制限が行われている。	紀の川は平常時の河川流量が少なく、これまでも農業用水等の回復利用が行われるなどの工夫がされてきた河川であり、過去 47 年間(1977 年～2023 年のうち欠測 5 カ年)の船戸地点における平均渇水流量は 4.8m³/s、概ね 10 年に 1 回程度の規模の渇水流量は 0.6m³/s と低く、近年では平成 2 年(1990 年)、6 年(1994 年)、7 年(1995 年)、13 年(2001 年)、14 年(2002 年)、17 年(2005 年)、令和 8 年(2026 年)に取水制限が行われている。	・時点更新 ・西暦追加
33	水質については、近年、船戸地点上流で環境基準(A 類型)をほぼ満足する傾向にあるが、船戸地点下流では超過することが多い。また、和歌山市内河川は汚濁が著しいため、紀の川から浄化用水を導水している。	水質については、津風呂川合流点より上流が AA 類型、下流が A 類型に指定されており、近年いずれの環境基準点においても概ね満足している。また、かつて汚濁が著しかった和歌山市内河川についても、紀の川からの導水等による水質改善対策の結果、環境基準を満	・表現の適正化

	紀の川水系河川整備基本方針(平成 17 年 11 月策定)	紀の川水系河川整備基本方針(変更案)	変更理由
		足した。なお、大門川には農業用水路を活用して導水が行われている。	
34	河川の利用については、グラウンド、公園等が多い中下流での利用が主となっており、その他に水辺や水面を利用した魚釣りやキャンプなどスポーツ、レクリエーションに活用されている。また、紀伊丹生川は玉川峡として県の名勝に指定（昭和 34 年 4 月 1 日指定）されており、清流と豊かな自然の渓谷美を有する景勝地として親しまれている。	河川の利用については、近年水と緑の貴重な空間として河川空間が注目されており、紀の川においても公園や広場など高水敷の占有、利用、河川水面におけるボート利用などが見られ、河川空間がスポーツやレクリエーションに広く使用されている。また、紀伊丹生川は玉川峡として県の名勝に指定されており、清流と豊かな自然の渓谷美を有する景勝地として親しまれている。	・表現の適正化
35		地域との連携については、小学校等と連携した水生生物調査などのモニタリングや、地域住民と連携した河川愛護モニターなどを実施しているほか、河川協力団体指定制度により、自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行う民間団体等を河川管理者と連携して活動する「河川協力団体」に指定し、自発的な活動を促進している。	・地域との連携の観点を追加
36	(2)河川の総合的な保全と利用に関する基本方針	(2)河川の総合的な保全と利用に関する基本方針	
37	紀の川水系では、洪水から貴重な生命・財産を守り、地域住民が安心して暮らせる社会基盤の整備を図る。また、干潟や瀬と淵などの多様な水域を有する自然豊かな河川環境を保全、継承するとともに、万葉集にも詠まれる紀の川と流域の風土、文化、歴史とのつながりを踏まえ、地域の個性や活力を実感できる川となるよう、関係機関や地域住民との共通の認識を持ち、連携を強化しながら治水、利水、環境に関わる施策を総合的に展開する。	紀の川水系では、紀の川河口部に和歌山市の市街地が広がり人口が集中しているほか、JR 和歌山線や国道 24 号、26 号、42 号などの基幹交通施設、国際拠点である和歌山下津港が位置し、地域の基幹をなす交通の要衝となっている。 また、世界文化遺産として登録されている「紀伊山地の霊場と参詣道 ^{さんけいどう} 」があるほか、源流の大台ヶ原では山岳美を特色とする吉野熊野国立公園、源流を下ると「日本三大人工美林」の一つに数えられる吉野杉の産地となり広大な人工林が広がり、汽水域では環境省の重要湿地に指定されている干潟環境を形成しているなど、貴重な文化財や自然環境に恵まれている。 このため、気候変動の影響により頻発化・激甚化する水災害に対し洪水氾濫等による災害から貴重な生命、財産を守り、地域住民が安心して暮らせるよう、既存施設等を効率的かつ効果的に運用しつ	・気候変動の影響を考慮する観点を追記

	紀の川水系河川整備基本方針(平成 17 年 11 月策定)	紀の川水系河川整備基本方針(変更案)	変更理由
		つ、河川や洪水調節施設の整備を図る。 具体的には、気候変動に伴う外力の増加に対しては、流域の農業用水の確保のために設けられた頭首工の設置箇所などにおいて河道の流下能力を向上や、大滝ダムをはじめとする既存施設の洪水調節機能の強化や新たな貯留機能の確保を図る。 併せて、あらゆる関係者と協働して流域全体で行う流域治水に取り組む。 また、紀の川らしい豊かな自然環境や河川景観を保全・継承しつつ、沿川の農業用水、社会経済活動を支える都市用水の安定供給、水力発電の強化に取り組むとともに、流域の風土、歴史、文化を踏まえた地域の個性や活力を実感できる川づくりを目指す。これらのため、関係機関や地域住民と共通の認識を持ち、連携を強化しながら、治水・利水・環境に関わる施策を総合的に展開し、持続可能で強靱な社会の実現を目指す。	
38		紀の川では想定し得る最大規模までのあらゆる洪水から、貴重な生命、財産を守り、地域住民の安全と安心を確保するとともに、経済被害を軽減するため、河川の整備の基本となる洪水の氾濫を防ぐことに加え、あらゆる洪水に対し、氾濫の被害をできるだけ減らすよう河川整備等を行う。また、集水域と氾濫域を含む流域のあらゆる関係者とリスク情報等を共有し、協働して行う総合的かつ多層的な治水対策を推進するため、上下流の関係者の理解促進・意識の醸成や、流域関係者の合意形成を促進する取組の実施、自治体等が実施する取組の支援を行う。	・流域治水の観点を追記
39		本川及び支川の整備にあたっては、本川下流部において人口・資産が特に集積していることから、本川下流部の整備の進捗を十分踏まえて、本川の取水堰の改築などによる中上流部の流下能力の増大や支川の整備を進めるなど、本支川及び上下流間バランス、背後地状況等を考慮し、沿川の土地利用の将来像と一体となった貯留・遊	・66 から移動 ・流域一貫の河川整備の追記 ・関係機関との連携について追記

	紀の川水系河川整備基本方針(平成 17 年 11 月策定)	紀の川水系河川整備基本方針(変更案)	変更理由
		水機能の確保に向けた取組を通じ、それぞれの地域で安全度の向上・確保を図りつつ、流域全体で水災害リスクを低減するよう、水系として一貫した河川整備を行う。 そのため、国及び県の管理区間でそれぞれが行う河川整備や維持管理に加え、河川区域に接続する沿川の背後地において自治体等と連携して行う流域対策について、相互の連絡調整や進捗状況等の共有を強化する。	
40		紀の川水系貴志川等が令和 8 年（2026 年）3 月に特定都市河川に指定されたことを踏まえ、関係機関の適切な役割分担のもと、学識経験者や住民等の意見聴取等を経て、流域水害対策計画を策定し、対策の実施等に努める。あわせて、水系内の他の河川においても、関係機関の適切な役割分担のもと自治体が行う土地利用規制、立地誘導等と連携・調整し、住民と合意形成を図るとともに、沿川における貯留・遊水機能の確保については、特定都市河川浸水被害対策法等に基づく計画や規制の活用も含めて、さらなる検討も行う。	・ 特定都市河川指定の検討を追記
41		気候変動の影響が顕在化している状況を踏まえ、官学が連携して水理・水文や土砂移動、水質、動植物の生息・生育・繁殖環境に係る観測・調査を継続的に行い、温暖化に対する流域の降雨・流出特性や洪水の流下特性、降雨量、降雪・融雪量及び海面上昇等のリスクの変化や河川生態、水利用等への影響の把握・予測に努め、これらの情報を流域の関係者と共有し、施策の充実を図る。	・ 気候変動の影響に関するモニタリングの追記 ・ 官学連携による技術向上の追記
42		併せて、流域全体で総合的かつ多層的な治水対策を推進するためには、様々な立場で主体的に参画する人材が必要であることから、大学や研究機関、河川に精通する団体等と連携し、専門性の高い様々な情報を立場の異なる関係者にわかりやすく伝えられる人材の育成に努める。また、環境教育や防災教育の取組を継続し、防災等に関する人材育成に努める。	・ 人材育成の観点の追記
43	このような考え方のもとに、河川整備の現状、森林等の流域の状	このような考え方のもとに、河川整備の現状、森林等の流域の状	・ 表現の適正化

	紀の川水系河川整備基本方針(平成 17 年 11 月策定)	紀の川水系河川整備基本方針(変更案)	変更理由
	況、砂防、治山工事の実施状況、水害の発生状況、河川の利用の現状(水産資源の保護及び漁業を含む。)、流域の歴史、文化並びに河川環境の保全等を考慮し、また関連地域の社会経済情勢の発展に即応するよう、環境基本計画等との調整を図り、土地改良事業等の関連事業及び既存の水利施設等の機能の維持に十分配慮して、水源から河口まで一貫した計画のもとに、段階的な整備を進めるにあたっての目標を明確にして、河川の総合的な保全と利用を図る。	況、砂防、治山工事の実施状況、水害の発生状況、河川の利用の現状(水産資源の保護及び漁業を含む。)、 都市の構造やその歴史的な形成過程 、流域の歴史、文化並びに河川環境の保全・ 創出 等を考慮し、また関連地域の社会経済情勢の発展に即応するよう、環境基本計画等との調整を図り、土地改良事業等の関連事業及び既存の水利施設等の機能の維持に十分配慮して、水源から河口まで一貫した計画のもとに、段階的な整備を進めるにあたっての目標を明確にして、河川の総合的な保全と利用を図る。	
44	治水、利水、環境にわたる健全な水循環系の構築を図るため、流域の水利用の合理化、下水道整備等について、関係機関や地域住民と連携しながら流域一体となって取り組む。	また、水のもたらす恩恵を享受できるよう、関係する行政等の公的機関・有識者・事業者・団体・住民等の様々な主体が連携して、流域における総合的かつ一体的な管理を推進し、森林・河川・農地・都市等における貯留・涵養機能の維持及び向上、並びに安定した水供給・排水の確保、持続的な地下水の保全と利用、水インフラの戦略的な維持管理・更新、水の効率的な利用と有効利用、水環境、水循環と生態系、水辺空間、水文化、水循環と地球温暖化を踏まえた水の適正かつ有効な利用の促進等、健全な水循環の維持又は回復のための取組を推進する。	・水循環の追記
45	河川の維持管理に関しては、災害発生の防止、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備と保全の観点から、河川の有する多面的機能を十分に発揮できるよう適切に行う。また、上流から海岸までの総合的な土砂管理の観点から、流域における土砂移動に関する調査、研究に取り組むとともに、安定した河道の維持に努める。	河川の維持管理に関しては、災害発生の防止、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備と保全、 並びに、地域の活性化やにぎわいの創出 の観点から、河川の有する多面的機能を十分に発揮できるよう適切に行う。 このため、河川や地域の特性を反映した維持管理にかかる計画を定め、実施体制の充実を図るとともに、河川の状況や社会経済情勢の変化等に応じて適宜見直しを行う。さらに、予防保全型のメンテナンスサイクルを構築し、継続的に発展させるよう努める。	・地域経済の活性化の観 点の追記 ・予防保全のメンテナ ンスサイクルの確立に 関する追記
46		土砂移動に関する課題に対し、流域の源頭部から海岸までの一貫した総合的な土砂管理の観点から、国、県、市町村及びダムや堰の施設管理者、海岸、砂防、治山関係部局等の関係機関と相互に連携	・総合土砂管理の観点の 拡充

	紀の川水系河川整備基本方針(平成 17 年 11 月策定)	紀の川水系河川整備基本方針(変更案)	変更理由
		し、流砂系における河床材料や河床高の経年変化、土砂移動量の定量把握、土砂移動と河川生態系への影響に関する調査、研究に取り組む。 また、水系内の土砂収支、ダム下流の河川環境を把握し、計画堆砂量を超過しているダムの堆砂土砂の撤去やダム下流域の土砂還元を目的とした置土の実施、砂防堰堤等の整備による過剰な土砂流出の抑制、河川生態系の保全、河道の維持、海岸線の保全に向けた適切な土砂移動の確保等、流域全体での総合的な土砂管理について、関係部局が連携して取り組む。 なお、土砂動態については、気候変動による降雨量の増加等により変化する可能性もあると考えられることから、モニタリングを継続的に実施し、官学が連携して気候変動の影響の把握と土砂生産の予測技術向上に努め、必要に応じて対策を実施していく。 総合的な土砂管理は治水・利水・環境のいずれの面においても重要であり、相互に影響し合うものであることを踏まえて、流域の源頭部から海岸まで一貫した取組を進め、河川の総合的な保全と利用を図る。	
47	ア 災害の発生の防止又は軽減	ア 災害の発生の防止又は軽減	
48	災害の発生の防止又は軽減に関しては、沿川地域を洪水から防御するため、流域内の洪水調節施設により洪水調節を行うとともに、紀の川の多様な自然環境に配慮しながら、堤防の新設、拡築及び河道掘削、取水堰の改築により河積を増大させ、護岸等を施工し、計画規模の洪水を安全に流下させる。流下阻害の一因となっている取水堰の改築については、関係機関と調整、連携を図りながら適切に実施する。	災害の発生の防止又は軽減に関しては、河道や沿川の状況等を踏まえ、それぞれの地域特性にあった治水対策を講じる。背後地の人口・資産の集積状況をはじめ、流域の土地利用、本川や支川等の沿川地域の水害リスクの状況、河川空間や河川水の利活用、土砂移動の連続性や生物・物質循環、豊かな自然環境等に配慮しながら、水系全体としてバランスよく治水安全度を向上させる。	・ 49 へ移動 ・ 横断工作物について 50 へ移動 ・ 河川整備の留意点の拡充
49		これらの方針に沿って、紀の川の多様な自然環境や景観に十分配慮しながら、本川及び支川において、堤防の整備、河道の拡幅、河	・ 48 から移動 ・ 表現の適正化

	紀の川水系河川整備基本方針(平成 17 年 11 月策定)	紀の川水系河川整備基本方針(変更案)	変更理由
		道掘削、取水堰の改築により河積を増大させ、必要に応じて護岸の整備、堤防の安全性確保のための強化を図るとともに、計画降雨に中下流域へ多く降る降雨波形が追加されたことに留意しつつ、施設管理者等と連携した流域内の既存ダムの有効活用及び中下流に新たな貯留・遊水機能等の確保による治水機能の増強を行い、基本高水を安全に流下させる。	
50		河道掘削等による河積の増大にあたっては、上下流一律で画一的な河道形状を避け、良好な環境を有する区間の形状や冠水頻度等を参考としながら、目標とする河道内の生態系に応じて掘削深や形状を工夫するとともに、河川が有している自然の復元力を活用する。さらに、河川の作用による変化等をモニタリングし、順応的な対応を行う。 また、本川のみならず支川も含めた洪水時の水位の縦断変化等について継続的な調査観測を実施し、その結果を反映した河川整備や適切な維持管理を実施するとともに、洪水時の迅速な河川情報の収集と提供に努める。 なお、洪水時に流下障害の一因となっている堰、橋梁等の横断工作物の改築については、関係機関と河道断面の変化等に関する情報を共有する等、調整・連携を図りながら、必要な対策を実施する。	・横断工作物について 48 から移動 ・河積の確保及び増大について追記
51		貯留・遊水機能の確保など洪水調節機能の強化にあたっては、沿川の営農など土地利用の将来像を踏まえ、農業関連事業との連携を推進するとともに、ネイチャーポジティブに配慮するなど環境の保全・創出を図る。 さらに、気象予測の情報技術の進展や、水文観測・流出解析の精度向上等を踏まえ、より効果的な洪水調節の実施と総合的な運用を図る。併せて、流域内の既存ダムにおいては、施設管理者との相互理解・協力の下、降雨の予測技術の活用や観測網の充実、施設操作	・洪水調節機能強化の観点の追記 ・DX 推進の観点の追記

	紀の川水系河川整備基本方針(平成 17 年 11 月策定)	紀の川水系河川整備基本方針(変更案)	変更理由
		等に必要なデータ連携により、関係機関が連携した効果的な事前放流の実施に努める。また、これらの実施にあたっては、施設管理上の負担が過度とならないよう、デジタル・トランスフォーメーション(DX)を積極的に推進する。 また、流域内の洪水調節機能の向上を図るため、大滝ダムの洪水調節機能を有効に活用するため、ダム下流の河川改修を推進する。	
52		段階的な河川整備の検討に際して、さまざまな洪水が発生することを想定し、基本高水に加え発生が予測される降雨パターンをアンサンブル予測降雨データ等も活用しながら可能な限り考慮して、地形条件等により水位が上昇しやすい区間や氾濫した場合に特に被害が大きい区間等における氾濫の被害をできるだけ抑制する対策等を検討する。その際には、各地域及び流域全体の被害軽減、並びに地域の早期復旧・復興に資するよう、必要に応じて、関係機関との連絡調整を図る。	・河川管理者が実施する被害軽減対策の充実について追記
53		想定最大規模を含めた基本高水のピーク流量を上回る洪水及び整備途上段階での施設能力以上の洪水が発生し氾濫した場合においても、水害に強い地域づくりの推進により住民等の生命を守ることを最優先とし、流域全体で一丸となって、国の関係機関・和歌山県・奈良県・流域関係市町村・流域内の企業や住民等、あらゆる関係者が水害に関するリスク情報を共有し、水害リスクの軽減に努めるとともに、水害発生時には逃げ遅れることなく命を守り、社会経済活動への影響を最小限にするためのあらゆる対策を速やかに実施していく。この対策にあたっては、中高頻度等複数の確率規模の浸水想定や施設整備前後の浸水想定等、多段的なハザード情報を活用していく。また、広域的に観測障害が生じる場合にも備え、観測機器の多重化、冗長化を進める。	・64 から移動 ・水害に強い地域づくりの観点を追加
54		氾濫をできるだけ防ぐ・減らすために、流域内の土地利用状況や雨水貯留等の状況の変化、利水ダムの事前放流の実施状況等の把握、	・関係機関や地域住民、民間企業等と連携した

	紀の川水系河川整備基本方針(平成 17 年 11 月策定)	紀の川水系河川整備基本方針(変更案)	変更理由
		及び治水効果の定量的・定性的な評価を関係機関と協力して進め、これらを流域の関係者と共有し、より多くの関係者の参画及び効果的な対策の促進に努める。	推進について追記
55		また、被害対象を減少させるために、低中高頻度等複数の確率規模の浸水想定や、施設整備前後の浸水想定等、多段階のハザード情報を流域の関係者に提供するとともに、関係する市町村や、県の都市計画・建築部局等がハザードの要因や特徴等を理解し、 低地や段丘など地形ごとのリスクの違いにも留意しつつ、地域の持続性を踏まえ土地利用規制や立地を誘導する等の水災害に強い地域づくりの検討がなされるよう技術的支援を行う。	・関係機関や地域住民等との連携する内容について追記
56		被害を軽減し、早期復旧するために、支川や内水を考慮した複合的なハザードマップや災害対応タイムラインの作成支援、地域住民も参加した防災訓練での活用を図り、地域住民による自主的な防災行動を基軸に、地域への来訪者を含め、適切な防災行動の実現を目指す。また、災害時のみならず平常時からの防災意識の向上を図るとともに適切な防災行動がとれるよう、防災教育や地域防災リーダー育成等を支援し、地域防災力の強化を促進する。また、既往洪水の実績等も踏まえ、洪水予報及び水防警報や長時間水位予測の充実、水防活動との連携、河川情報の収集と情報伝達体制及び警戒避難体制の充実を図り、住民の自発的な取組、地域コミュニティの助け合いによる取組、行政による取組が不可欠であるという自助・共助・公助の精神のもと、市町村長による避難指示等の適切な発令、住民等の自主的な避難、広域避難の自治体間の連携、的確な水防活動、円滑な応急活動の実施を促進し、地域防災力の強化を推進する。 さらに、デジタル技術の導入と活用で、個人の置かれた状況や居住地の水災害リスクに応じた適切な防災行動がとれるよう、地域住民に加えて、外国人観光客等を含む来訪者の理解の促進にも配慮した啓発活動の推進、地域住民も参加した防災訓練等による避難の実	・65 から移動 ・関係機関や地域住民等との連携する内容を踏まえて追記

	紀の川水系河川整備基本方針(平成 17 年 11 月策定)	紀の川水系河川整備基本方針(変更案)	変更理由
		行性の確保を、関係機関や地域住民と連携して推進する。	
57		土砂・洪水氾濫による被害のおそれがある流域においては、沿川の保全対象の分布状況を踏まえ、一定規模の外力に対し土砂・洪水氾濫及び土砂・洪水氾濫時に流出する流木による被害の防止を図るとともに、それを超過する外力に対しても被害の軽減に努める。 対策の実施にあたっては、土砂・流木の生産抑制・捕捉等の対策を実施する砂防部局等の関係機関と連携・調整を図り、土砂の流送制御のための河道形状の工夫や河道整備を実施する。併せて、施設能力を超過する外力に対し、土砂・洪水氾濫によるハザード情報を整備し、関係住民等への周知に努める。 なお、土砂・洪水氾濫は気候変動により頻発化しており、現在対策を実施していない地域においても、将来の降雨量の増加や降雨波形の変化、過去の発生記録、地形や保全対象の分布状況等の流域の特徴の観点から土砂・洪水氾濫の被害の蓋然性を踏まえ、必要に応じて対策を検討・実施する。	・土砂・洪水氾濫対策の取組を追記
58	内水被害の著しい地域については、下水道事業等と連携を図りつつ、必要に応じて内水被害の軽減対策を実施する。	内水被害の著しい地域においては、気候変動による降雨分布の変化に注視し、河道や沿川の状況等を踏まえ、関係機関と連携・調整を図りつつ、河川管理者や関係自治体が保有する排水ポンプ等の活用に加え、流出抑制に向けた保水・貯留機能を確保する対策、土地利用規制や立地の誘導、内水氾濫によるリスク分析やその情報の共有等、自治体を実施する内水被害の軽減対策や民間建築物の耐水対策に必要な支援を実施する。また、沿川自治体や下水道管理者等の関係機関と連携を図りながら対策を進めていくとともに、流域全体を俯瞰し、維持管理の最適化が図られるよう、国及び県の河川管理者間の連携強化に努める。	・内水被害軽減対策に必要な支援を追記
59		河川津波対策にあたっては、発生頻度は極めて低いものの発生すれば甚大な被害をもたらす「最大クラスの津波」に対しては、施設対応を超過する事象として住民等の生命を守ることを最優先とし、	・63 から移動 ・河川津波対策を追記 ・防災拠点整備を追記

	紀の川水系河川整備基本方針(平成 17 年 11 月策定)	紀の川水系河川整備基本方針(変更案)	変更理由
		津波防災地域づくり等と一体となって減災を目指すものとする。また、最大クラスの津波に比べて発生頻度は高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす「計画津波」に対しては、津波による災害から人命や財産等を守るため、海岸における防御と一体となって河川堤防等により津波災害を防御するものとする。 また、紀の川流域は、東南海・南海地震防災対策推進地域に指定されていることから、地震・津波対策のため、堤防・水門等の耐震・液状化対策を実施することとし、高潮対策については、気候変動による予測を考慮した対策を実施するとともに、河口部では、海岸管理者と連携して、必要に応じて気候変動による影響を考慮し、津波・高潮を考慮した堤防を整備する。 さらに、洪水・地震・津波・高潮防災のため、遠隔操作設備の整備、復旧資機材の備蓄、情報の収集・伝達手段の多重化・冗長化、復旧活動等を目的とする防災拠点等の整備を行う。	
60	堤防、堰、排水機場、樋門等の河川管理施設の機能を確保するため、巡視、点検、維持補修、機能改善などを計画的に行うことにより、常に良好な状態を保持しつつ、施設管理の高度化、効率化を図る。	洪水調節施設、堤防、堰、排水機場、樋門等の河川管理施設の管理については、維持補修、機能改善等を計画的に行うことにより、常に良好な状態を保持するとともに、操作員の安全確保や迅速・確実な操作のための河川管理施設の自動化・遠隔化及び無動力化や河川監視カメラによる河川等の状況把握等の施設管理の高度化、効率化を図る。なお、内水排除のための施設については、排水先の河川の出水状況等を把握し、関係機関と連携・調整を図りつつ適切な運用を行えるよう、排水先の河川の出水状況等の共有を進める。 さらに、流域全体を俯瞰し、維持管理の最適化が図られるよう、国及び県等の河川管理者間の連携強化に努める。	・河川管理施設の維持管理について追記
61		河道内の樹木については、樹木による河積阻害が洪水位に及ぼす影響を十分把握し、河川環境の保全・創出を図りつつ、洪水の安全な流下を図るため、樹木の繁茂状況等をモニタリングしながら、計画的な伐採等の適切な管理を実施する。また、河道内の州の発達や	・河道の維持管理について追記

	紀の川水系河川整備基本方針(平成 17 年 11 月策定)	紀の川水系河川整備基本方針(変更案)	変更理由
		深掘れの進行等についても、適切なモニタリング及び管理を実施する。	
62		また、流域対策の実施状況や、科学技術の進展、将来気候の予測技術の向上、将来降雨データの充実等を踏まえ、関係機関と連携し、更なる治水対策の改善に努める。	・気候変動を踏まえた記載を追記
63	また、紀の川流域は、東南海・南海地震防災対策推進地域に指定されていることから、地震・津波対策を図るため、堤防の耐震対策等を講ずる。		・59 へ移動
64	あわせて、計画規模を上回る洪水及び整備途上段階での施設能力以上の洪水が発生し氾濫した場合においても、被害をできるだけ軽減できるよう、必要に応じて対策を実施する。		・53 へ移動
65	さらに、洪水による被害を極力抑えるため、ハザードマップの作成の支援、住民も参加した防災訓練等により災害時のみならず平常時からの防災意識の向上を図るとともに、既往洪水の実績等も踏まえ、洪水予報、水防警報の充実、水防活動との連携、河川情報の収集と情報伝達体制及び警戒避難体制の充実、土地利用計画や都市計画との調整など、総合的な被害軽減対策を関係機関や地域住民等と連携して推進する。		・56 へ移動
66	本川及び支川の整備にあたっては、本川下流部において人口・資産が特に集積していることから、本川下流部の整備の進捗を十分踏まえて、本川の取水堰の改築などによる中上流部の流下能力の増大や支川の整備を進めるなど、本支川及び上下流間バランスを考慮し、水系一貫した河川整備を行う。		・39 へ移動
67	イ 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持	イ 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持	
68	河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関しては、水資源開発施設による供給を行うとともに、広域的かつ合理的な水利用の促進を図るなど、都市用水等の安定供給や流水の正常な機能を維持するため必要な流量の確保に努める。	河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関しては、気候変動の影響による降雨量や降雪量、流況の変化等の把握及び関係者との共有に努めつつ、既設ダムの有効活用や複数ダムの連携を図り、広域的かつ合理的な水利用の促進を図るなど、今後とも関係機関と	・表現の適正化 ・気候変動による流況の変化等の把握の観点の追加

	紀の川水系河川整備基本方針(平成 17 年 11 月策定)	紀の川水系河川整備基本方針(変更案)	変更理由
		連携して、都市用水等の安定供給や流水の正常な機能を維持するために必要な流量の確保を図る。	
69	また、渇水等の発生時の被害を最小限に抑えるため、情報提供、情報伝達体制を整備するとともに、水利使用者相互間の水融通の円滑化などを関係機関及び水利使用者等と連携して推進する。	また、渇水等の発生時の被害を最小限に抑えるため、情報提供・情報伝達体制を整備するとともに、水利使用者相互間の水融通の円滑化などを関係機関及び水利使用者等と連携して推進する。	
70	ウ 河川環境の整備と保全	ウ 河川環境の整備と保全	
71	河川環境の整備と保全に関しては、紀の川と流域の人々との歴史的文化的なつながりを踏まえ、多様な自然と良好な河川景観を次世代に引き継ぐよう努める。このため河川環境の整備と保全が適切に行われるよう、空間管理等の目標を定め、地域と連携しながら施策を推進する。	河川環境の整備と保全・創出に関しては、紀の川と流域の人々と歴史的・文化的なつながりを踏まえ、生物の多様性が向上することを目指した良好な河川環境の保全・創出を図り、多様な自然と良好な河川景観を次世代に継承する。 このため、流域の自然的・社会的状況を踏まえ、河川空間管理をはじめ、土砂動態にも配慮しながら、ネイチャーポジティブの観点からも河川環境の整備と保全・創出が適切に行われるよう、河川環境管理の目標を定め、河川工事等においては多自然川づくりを推進し、生態系ネットワークの形成にも寄与する良好な河川環境の保全・創出を図る。河川工事等により河川環境に影響を与える場合には、影響を事前に予測し、できるだけ影響を回避・低減し、良好な河川環境の保全・創出を図る。 また、劣化若しくは失われた河川環境の状況に応じて、河川工事等により、かつての良好な河川環境の再生・創出を図る。 実施にあたっては、地域と連携しながら施策を推進する。 河川環境の保全・創出の実施にあたっては、当該河川環境の目標を見据え、重要種を含む多様な動植物を育む瀬・淵やワンド、水際環境、河口干潟等の定期的なモニタリングによって自然の応答を確認しつつ、順応的に対応することを基本とする。また、河川環境の重要な要素である土砂動態等を把握し、河川生態系の保全や砂州の保全、海岸線の保全のための適切な土砂供給と、河床の動的平衡の確保に努める。さらに、新たな学術的な知見も取り入れながら生物	・河川環境の整備等に係る記載の拡充 ・土砂動態の追記 ・ネイチャーポジティブの観点、生態系ネットワークについて追記 ・学術的な知見の観点を追記

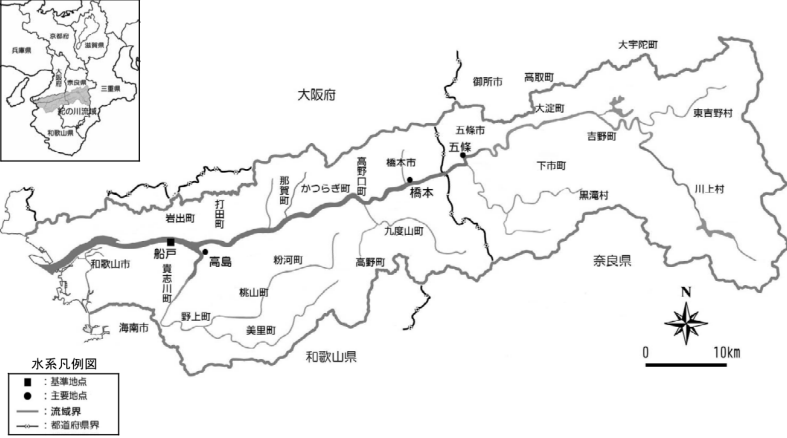
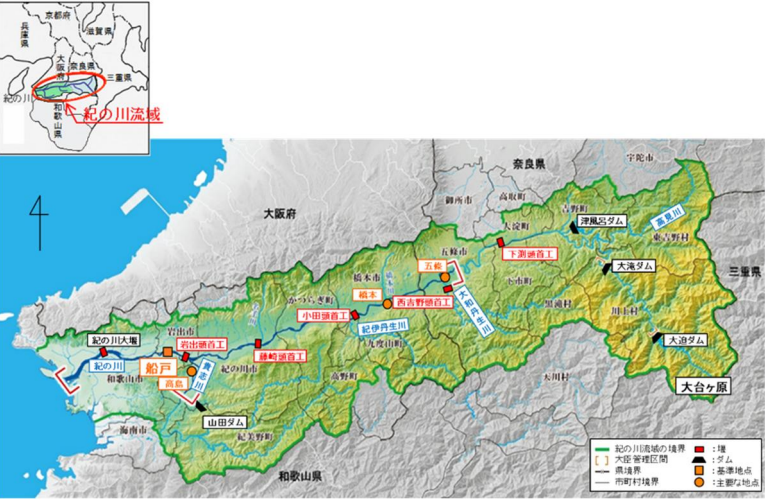
	紀の川水系河川整備基本方針(平成 17 年 11 月策定)	紀の川水系河川整備基本方針(変更案)	変更理由
		の生活史全体を支える環境の確保を図る。 紀の川流域においては、横断工作物により縦断的な連続性の分断が見られたが、紀の川大堰など全ての堰に魚道を整備することにより解消してきた。また、紀の川大堰の建設に伴い、堰直下には重要種の代替生息環境としての干潟環境の創設・保全、堰の上流側には消失する浅瀬、河川植生等の代替として人工ワンドを創出した。今後も河川を基軸とした生態系ネットワークの形成に着目し、上下流や支川、流入水路等との連続性を維持・確保する。 また、地域と連携し、河川周辺の水田・湿地・森林・海岸等、流域全体の自然環境をグリーンインフラとして保全・創出する。 さらに、まちづくりや地域活動との連携を通じて、保水・遊水機能の発揮や、水辺の利活用、地域の魅力の向上、安全で質の高い生活環境の形成等、グリーンインフラの多面的な機能を活用した地域づくりを推進する。	
72	動植物の生息地・生育地の保全については、シオマネキ等が生息する汽水域の干潟を保全するとともに、貴重な湿地性植物や多様な生物を育む下流部の浅瀬の保全に努める。また、アユ等の回遊性魚類の遡上や降下、生活史を全うできる成育・産卵といった縦断的な生息環境の保全に努める。	動植物の生息・生育・繁殖環境の保全・創出については、上流部で、ヤマセミ等の生息環境である山つき部を中心とした良好な河川環境の保全を図り、鳥類や魚類、底生動物等の観測の場として水辺の楽校を中心とした河川利用空間の保全を図る。中流部で、ズナガニゴイやアユ等の魚類やモクズガニ、カワニナ等の底生動物が生息する瀬・淵の保全・創出するとともに、タコノアシ等の植物の生息場としてワンド・たまりの保全・創出を図り、オオヨシキリ等の鳥類の繁殖地やカヤネズミ等の哺乳類の生息場、カワラバッタやミズギワゴミムシの生息場でもある砂礫河原の保全・創出を図る。下流部で、シオマネキ類やハゼ類等の底生動物・魚類が生息する干潟やオオヨシキリ、ミサゴ等の鳥類、カヤネズミ等の哺乳類が生息・繁殖するヨシ群落等の湿生植物群落、アユ等の魚類の産卵場・生息場となる瀬・淵の保全・創出を図る。 なお、特定外来生物等の生息・生育・繁殖が確認され、在来生物	・動植物の生息・生育・繁殖環境について追記 ・特定外来生物について追記

	紀の川水系河川整備基本方針(平成 17 年 11 月策定)	紀の川水系河川整備基本方針(変更案)	変更理由
		への影響が懸念される場合は関係機関等と連携し、適切な対応を行う。	
73	良好な景観の維持・形成については、万葉集にも詠われる船岡山をはじめとした歴史・文化との関わりが深い河川景観の保全に努める。	良好な景観の 保全・創出 については、万葉集にも詠われる船岡山をはじめとした歴史・文化との関わりが深い河川景観の 保全・創出 を目指す。 また、治水や沿川の土地利用状況との調和を図りつつ、沿川自治体の関連計画等と整合・連携し、観光資源や貴重な憩いの空間としての水辺景観の 保全・創出 を図る。	・表現の適正化
74	人と河川との豊かなふれあいの確保については、生活の基盤や歴史、文化・風土を形成してきた紀の川の恵みを活かしつつ、自然とのふれあいや環境学習の場の整備・保全を図る。また、オープンスペースである水辺空間に関する多様なニーズを踏まえ、自然環境との調和を図りつつ、適正な河川の利用に努める。	人と河川との豊かなふれあいの確保については、 多様な動植物の生息・生育・繁殖環境に配慮するとともに 、生活の基盤や歴史、文化・風土を形成してきた紀の川の恵みを活かしつつ、自然とのふれあいや環境学習の場の整備・保全を図る。またオープンスペースである水辺空間に関する多様なニーズを踏まえ、自然環境との調和を図りつつ、適正な河川の利用を 推進する 。	・表現の適正化
75		沿川の自治体が立案する地域計画等と連携・調整を図り、河川利用に関する多様なニーズを十分反映する等、地域の活性化や持続的な地域づくりのため、まちづくりと連携した川づくりを推進する。	・多様なニーズを踏まえ 追記
76	水質については、アユなどの生息・成育環境であること、多様な親水活動や水利用の状況なども踏まえ、下水道等の関連事業や関係機関との連携・調整、地域住民との連携を図りながら改善に努める。	水質については、アユなどの生息・成育環境であること、多様な親水活動や水利用の状況なども踏まえ、下水道等の関連事業や関係機関との連携・調整、地域住民との連携を図りながら改善に努める。	
77		今後も河川水辺の国勢調査等の環境に係る調査・情報収集や事業影響把握のためのモニタリングを適切に実施する。各種調査や事業については、関係機関と連携しつつ適切に情報共有を行い、河川整備や維持管理に反映させる。	・79 から移動 ・表現の適正化
78	河川敷地の占用及び許可工作物の設置・管理については、動植物の生息・生育環境の保全、景観の保全に十分に配慮するとともに、貴重なオープンスペースである河川敷地の多様な利用が適正に行われるように、治水・利水・河川環境との調和を図る。	河川敷地の占用及び許可工作物の設置・管理については、動植物の生息・生育・ 繁殖環境の保全・創出 、景観の保全に十分に配慮するとともに、貴重なオープンスペースである河川敷地の多様な利用が適正に行われるように、治水・利水・河川環境との調和を図る。	・表現の適正化

	紀の川水系河川整備基本方針(平成 17 年 11 月策定)	紀の川水系河川整備基本方針(変更案)	変更理由
79	また、環境に関する情報収集やモニタリングを適切に行い、河川整備や維持管理に反映させる。		・ 77 に移動
80	地域の魅力と活力を引き出す積極的な河川管理を推進する。そのため、河川に関する情報を地域住民と幅広く共有し、防災学習、河川の利用に関する安全教育、環境教育等の充実を図るとともに、住民参加による河川清掃、河川愛護活動等を推進する。	さらに、川と流域が織り成す風土、文化、歴史を踏まえ、地域住民や団体、関係機関との地域の魅力を引き出す積極的な河川管理を推進する。そのため、河川に関する情報を地域住民に幅広く提供し共有すること等により、河川と流域住民等とのつながりや流域連携を促進し、河川清掃、河川愛護活動、防災学習、河川の利用に関する安全教育、環境学習等の支援の充実を図るなど住民参加による河川管理を推進する。	
81	2. 河川整備の基本となるべき事項 (1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項	2. 河川の整備の基本となるべき事項 (1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項	
82	基本高水は、昭和 28 年 9 月洪水、昭和 40 年 9 月洪水、平成 2 年 9 月洪水等の既往洪水について検討した結果、そのピーク流量を基準地点船戸において 16,000m ³ /s とし、このうち流域内の洪水調節施設により 4,000m ³ /s を調節して河道への配分流量を 12,000m ³ /s とする。	基本高水は、昭和 28 年(1953 年) 9 月洪水、昭和 40 年(1965 年) 9 月洪水、昭和 47 年(1972 年) 9 月洪水、平成 29 年(2017 年) 10 月洪水等の既往洪水について検討し、気候変動により予測される将来の降雨量の増加等を考慮した結果、そのピーク流量を基準地点船戸において 16,100m ³ /s とし、このうち流域内の洪水調節施設等により 4,100m ³ /s を調節して河道への配分流量を 12,000m ³ /s とする。 なお、気候変動の状況やその予測に係る技術・知見の蓄積、流域の土地利用や保水・貯留・遊水機能の変化等に伴う流域からの流出特性や流下特性が変化し、また、その効果の評価技術の向上等、基本高水のピーク流量の算出や河道と洪水調節施設等の配分に係る前提条件が著しく変化することが明らかとなった場合には、必要に応じこれを見直すこととする。	・ 西暦追加 ・ 表現の適正化 ・ 気候変動を踏まえた記載を追記 ・ 基本高水のピーク流量等を変更

	紀の川水系河川整備基本方針(平成 17 年 11 月策定)	紀の川水系河川整備基本方針(変更案)	変更理由																				
83	基本高水のピーク流量等一覧表 <table><tr><th>河川名</th><th>基準地点</th><th>基本高水のピーク流量 (m³/s)</th><th>洪水調節施設による調節流量 (m³/s)</th><th>河道への配分流量 (m³/s)</th></tr><tr><td>紀の川</td><td>船戸</td><td>16,000</td><td>4,000</td><td>12,000</td></tr></table>	河川名	基準地点	基本高水のピーク流量 (m³/s)	洪水調節施設による調節流量 (m³/s)	河道への配分流量 (m³/s)	紀の川	船戸	16,000	4,000	12,000	表 2.1 基本高水のピーク流量等一覧表 <table><tr><th>河川名</th><th>基準地点</th><th>基本高水のピーク流量 (m³/s)</th><th>洪水調節施設等による調節流量 (m³/s)</th><th>河道への配分流量 (m³/s)</th></tr><tr><td>紀の川</td><td>船戸</td><td>16,100</td><td>4,100</td><td>12,000</td></tr></table>	河川名	基準地点	基本高水のピーク流量 (m³/s)	洪水調節施設等による調節流量 (m³/s)	河道への配分流量 (m³/s)	紀の川	船戸	16,100	4,100	12,000	・ 高水処理計画の更新を反映
河川名	基準地点	基本高水のピーク流量 (m³/s)	洪水調節施設による調節流量 (m³/s)	河道への配分流量 (m³/s)																			
紀の川	船戸	16,000	4,000	12,000																			
河川名	基準地点	基本高水のピーク流量 (m³/s)	洪水調節施設等による調節流量 (m³/s)	河道への配分流量 (m³/s)																			
紀の川	船戸	16,100	4,100	12,000																			
84	(2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項	(2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項																					
85	計画高水流量は、五條において 5,600m³/s とし、大和丹生川をあわせて、橋本において 6,800m³/s、紀伊丹生川、貴志川等をあわせて船戸において 12,000m³/s とし、その下流は河口まで同流量とする。 支川貴志川については高島において 3,100m³/s とする。	計画高水流量は、流域内の貯留・遊水機能を踏まえた上で、五條地点において 5,600m³/s とし、大和丹生川をあわせて、橋本地点において 6,800m³/s、紀伊丹生川、貴志川等をあわせて基準地点船戸において 12,000m³/s とし、その下流は河口まで同流量とする。 支川貴志川については高島地点において 3,100m³/s とする。	・ 表現の適正化																				
86	(単位=m³/s) 紀の川計画高水流量図	■基準地点 ●主要な地点 単位：m³/s 紀の川計画高水流量図																					
87	(3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項	(3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項																					
88	本水系の主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る概ねの川幅は、次表のとおりとする。	本水系の主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る概ねの川幅は、次表のとおりとする。																					

	紀の川水系河川整備基本方針(平成 17 年 11 月策定)	紀の川水系河川整備基本方針(変更案)	変更理由																																																							
89	主要な地点における計画高水位及び川幅一覧表 <table><tr><th>河川名</th><th>地点名</th><th>河口または合流点 からの距離 (km)</th><th>計画高水位 T.P (m)</th><th>川幅 (m)</th></tr><tr><td>紀の川</td><td>五 條</td><td>59.6</td><td>101.30</td><td>180</td></tr><tr><td>〃</td><td>橋 本</td><td>50.0</td><td>81.00</td><td>260</td></tr><tr><td>〃</td><td>船 戸</td><td>16.4</td><td>21.10</td><td>420</td></tr><tr><td>貴志川</td><td>高 島</td><td>合流点から 1.2</td><td>25.61</td><td>230</td></tr></table> (注)T.P：東京湾中等潮位	河川名	地点名	河口または合流点 からの距離 (km)	計画高水位 T.P (m)	川幅 (m)	紀の川	五 條	59.6	101.30	180	〃	橋 本	50.0	81.00	260	〃	船 戸	16.4	21.10	420	貴志川	高 島	合流点から 1.2	25.61	230	表 2.2 主要な地点における計画高水位及び川幅一覧表 <table><tr><th>河川名</th><th>地点名</th><th>河口又は合流点 からの距離 (km)</th><th>計画高水位 T.P(m)</th><th>川幅 (m)</th></tr><tr><td>紀の川</td><td>五條</td><td>59.6</td><td>101.30</td><td>180</td></tr><tr><td>〃</td><td>橋本</td><td>50.0</td><td>81.00</td><td>260</td></tr><tr><td>〃</td><td>船戸</td><td>16.4</td><td>21.10</td><td>420</td></tr><tr><td>〃</td><td>河口</td><td>-1.0</td><td>※¹3.11</td><td>680</td></tr><tr><td>貴志川</td><td>高島</td><td>合流点から 1.2</td><td>25.61</td><td>230</td></tr></table> (注) T.P：東京湾中等潮位 ※1：計画高潮位	河川名	地点名	河口又は合流点 からの距離 (km)	計画高水位 T.P(m)	川幅 (m)	紀の川	五條	59.6	101.30	180	〃	橋本	50.0	81.00	260	〃	船戸	16.4	21.10	420	〃	河口	-1.0	※ ¹ 3.11	680	貴志川	高島	合流点から 1.2	25.61	230	・表現の適正化 ・河口の情報及び計画高潮位を追記
河川名	地点名	河口または合流点 からの距離 (km)	計画高水位 T.P (m)	川幅 (m)																																																						
紀の川	五 條	59.6	101.30	180																																																						
〃	橋 本	50.0	81.00	260																																																						
〃	船 戸	16.4	21.10	420																																																						
貴志川	高 島	合流点から 1.2	25.61	230																																																						
河川名	地点名	河口又は合流点 からの距離 (km)	計画高水位 T.P(m)	川幅 (m)																																																						
紀の川	五條	59.6	101.30	180																																																						
〃	橋本	50.0	81.00	260																																																						
〃	船戸	16.4	21.10	420																																																						
〃	河口	-1.0	※ ¹ 3.11	680																																																						
貴志川	高島	合流点から 1.2	25.61	230																																																						
90	(4)主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項	(4)主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項																																																								
91	紀の川における水利用としては、船戸地点から下流において農業用水として約 2.6m³/s、水道用水として約 2.7m³/s 及び工業用水として約 6.4m³/s であり、これに対し過去 20 年間（昭和 57 年～平成 13 年）の船戸地点における平均低水流量は 15.0m³/s、平均渇水流量は 4.8m³/s である。	紀の川における水利用としては、船戸地点から下流において農業用水として約 1.7m³/s、水道用水として約 2.5m³/s 及び工業用水として約 6.5m³/s であり、これに対し過去 47 年間（1977 年～2023 年のうち欠測 5 カ年）の船戸地点における平均低水流量は 17.11m³/s、平均渇水流量は 4.84m³/s である。	・西暦追加 ・時点更新（水利用）																																																							
92	紀の川大堰地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量は、利水の現況、用水の反復利用、動植物の保護・漁業、景観、流水の清潔の保持等を考慮して、かんがい期は概ね 5m³/s、非かんがい期は概ね 4m³/s とする。	紀の川大堰地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量は、利水の現況、用水の反復利用、動植物の保護、漁業、景観、流水の清潔の保持等を考慮して、かんがい期は概ね 5m³/s、非かんがい期は概ね 4m³/s とする。																																																								
93	なお、流水の正常な機能を維持するため必要な流量には、水利流量が含まれているため、紀の川大堰地点上流の水利使用の変更に伴い、当該流量は増減するものである。	なお、流水の正常な機能を維持するため必要な流量には、水利流量が含まれているため、紀の川大堰地点上流の水利流量の変更に伴い、当該流量は増減するものである。	・表現の適正化																																																							

	紀の川水系河川整備基本方針(平成 17 年 11 月策定)	紀の川水系河川整備基本方針(変更)	変更理由
94	 (参考図) 紀の川水系図	 (参考図) 紀の川水系図	・ 時点更新（市町村名） ・ 凡例の追加